

ハーグ条約
正式名称は「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」。16歳未満の子が無断で国外に連れ出された場合、子を元々住んでいた国に戻し誰が面倒をみるかを裁判で決める。加盟国は、日本を含む91カ国。子を連れて帰国した日本人の母が、外国人の父に子を会わせない事例が多いとして、欧米が日本に加盟するよう求めていた。

米国へ娘連れ去られた母 「会う権利、交渉を」

ハーグ条約 日本が加盟

結婚が破綻した夫婦のどちらかが国外に子どもを連れ出し、相手から返還を求められた場合、原則、子を元の居住国に戻さなければならなかった。日本が1日、ハーグ条約に加盟したため、国際結婚した日本人の離婚は年約2万件。子の奪い合いに、埒止めはかかるのか。▼10面「面会申請次々

「日本は、ハーグ条約に加盟します。私には、娘に会う権利があります」。先月、千葉県の実母(34)は、娘(14)と暮らす米国人の元夫の両親に手紙を送った。「彼女は米国民。一度と連絡しないで」。メールで返事が届いた。元夫とは米軍基地で出会い、妊娠して結婚したが、生活費を渡してくれなかった。紙おむつも買わず、基地内にある病院の乳児健診で虐待していると疑われた。元夫は2011年、女権に無断で当時8カ月の娘を米国に連れて行き、両親に託した。2年後、女権は元夫の両親の家をつきとめ、娘に会いに渡米。その後、娘に会えたのは3回だけで、5年前完全に拒まれた。条約は、子どもの返還に

ついでに今月1日以降の事例から適用されるが、それ以前の事例でも、子どもの面会について、国が居場所の特定などを支援できる。「日本もハーグ条約加盟で、やっとな米国と同じ土壌に立てる。対等な立場で交渉してほしい」。外務省を通じて、面会交渉を求める書類を米国に送る予定だ。一方、日本人の元妻に、娘を連れ去られたカナダ人男性(43)。11年に日本へ移住し、昨年は3回、娘たちに会えた。だが、事前連絡すると拒まれる。面会はいつも「突撃」だ。「条約加盟で面会しやすくなると思う。法的に守られた状態で、子に会いたい」。日本に条約加盟を強く働きかけてきた米国。国務省が「子どもが日本に連れ去られた未解決事案」と認定しているのは58件、80人で、国別ではメキシコ、イ

ンドに次ぐ。米議会で、取り組みが不十分な加盟国に制裁などを科せるようにする法案が審議中だ。

「法整備、国内も」

日本人の場合、海外で夫からの家庭内暴力を受けるなどし、逃げるように帰国した女性が多いとされる。この場合、外国の親からの申し立てで、外務省が子の居場所の捜索や、仲裁機関の紹介などの支援を担う。連れ去った親が引き渡しに

に拒みなければ、東京、大阪、福岡のいずれかが引き渡しの是非を判断。虐待など、子どもの心身に重大な危険があると認められれば、例外的に引き渡しを拒める。一方で、家裁が強制的に子の引き渡しを命じることもできる。逆に、日本から子を連れ去られたケースでは、日本の親が外国の政府機関に支援を申請。その国の裁判で判断される。日本人夫婦間でも、どちらかが子を海外に連れ去れば条約の対象だが、国籍にかかわらず、国内で起きた「連れ去り」は対象外。先月末、東京・渋谷では離婚して子と会えなくなった親たちが、「日本でも連れ去りを禁じる早期の法整備を」と子も行動を訴えた。日本の民法では離婚後、親権は片方の親のみに移る。面会交渉は、離婚時に取り決めるが、強制力はない。子を連れ出し、養育の事実をつくった親が親権争いで有利になるため、子の奪い合いも起きている。自民、民主、公明など超党派の国会議員約50人は、3月、親子断絶防止議員連盟を設立した。月1回、当事者や有識者から意見を聴き、法整備を構築する。(杉原真美、田村剛、ロシト) 大島隆

米の親子との再会期待

ハーグ条約日本加盟 面会申請次々

両親のどちら一方が子供を外国に連れ去った場合の取り扱いを定めたハーグ条約に日本が加盟した。加盟を強く働きかけてきた米国では、親たちが相次いで日本にいる子供との面会を申請、期待と不安を抱いて日本政府の取り組みを見守っている。▼1面参照 3月31日、日本にいる子供との面会を希望する米国の親たち数十人が、ワシントンの国務省を訪れて申請書類を一斉に提出した。シアトルから来たジョーリー・モアハウスさんは、離婚後に息子と暮らしているが、前妻が子供を連れて

突然日本に帰国。連絡が取れなくなった。「息子は10歳になるが、住所はわからず一度も会えない。面会申請は第一歩だ。最終的には米国で息子と暮らせることを望んでいる」と話す。ハーグ条約は、子供が連れ去られた場合はいったん元の居住国に戻し、最終的な扱いを決めるよう定められている。しかし、条約加盟前に起きた案件については返還義務は適用されない。一方で条約は、加盟国の政府が親子の面会を「支援



国務省の担当部長と会い、日本にいる子供との面会申請書類を提出する親たち。3月31日、ワシントン、大島隆撮影

する」ことも定めており、加盟前に起きた事案にも適用される。国務省はこの日、24件の面会申請を受理したという。親たちの団体「BACHOME」の共同設立者、ポール・トランドさんは「面会は問題解決に向けた暫定的な措置になり得る。日本政府が条約の精神にのっとり、迅速に行動することを望む」と話す。一方で、「多くの親たちにとって、子供が米国に戻る事が最終的な目標だ」とも訴えた。トランドさん自身もこの日、11歳になる娘との面会を申請した。国務省によると、「子供が日本に連れ去られた未解決事案」と認定しているのは58件で80人。メキシコ、インドに次ぎ、番目に多いという。国務省のベス・ペイン児童問題担当部長は「日本が条約の義務に従うことを期待する。加盟前の事案についても引き続き日本の外務省と解決策を話し合っていく」と話した。米議会で、子供の連れ去り問題への取り組みが不十分と判断した場合は、大統領が相手国に制裁などの措置を取ることができると定めた新たな法案も審議されている。すでに下院を賛成多数で通過しており、2月に開かれた上院での公聴会では、「条約加盟前に起きた案件にも取り組むよう、日本にプレッシャーをかけるべきだ」(ボクサー上院議員)といった声が出た。(ロシト) 大島隆